



# HOKKAIDO UNIVERSITY

|                  |                                                                                 |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | Φ. H. チュッチェフと検閲改革：専制の擁護と言論の自由の問題によせて                                            |
| Author(s)        | 大矢, 温; Oya, On                                                                  |
| Citation         | スラヴ研究, 41, 167-187                                                              |
| Issue Date       | 1994                                                                            |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/5225">https://hdl.handle.net/2115/5225</a> |
| Type             | departmental bulletin paper                                                     |
| File Information | KJ00000113374.pdf                                                               |



## Φ. И. チュッチェフと検閲改革

—— 専制の擁護と言論の自由の問題によせて ——

大 矢 温

### はじめに

本論の目的は、Φ. И. チュッチェフの思想の中で、西欧とは別の社会形態としてのロシアの専制がいかに理想化されたかを解明し、次にロシアの専制を擁護する彼の思想が、検閲官としての活動とどのように相互関係をもつかを明らかにすることにある。そしてこの作業をととして彼の思想を従来とは違った角度からとらえてみたい。

チュッチェフは詩人として日本でもよく知られている。しかしながら、詩人としての名声に比べると、旧ソ連をも含めて彼の政治思想を分析した文献は非常に少ない<sup>(1)</sup>。これは彼が「文学よりはるかに政治に興味を抱いていた」<sup>(2)</sup> こととあわせて考えると、不可解な現象のように思われるかも知れない。しかしこの現象は、従来の分析枠組みが彼の政治思想の独自性に適応しきれなかったことに由来するように思われる。たしかに彼はスラヴ派に近い見解を持っていたが、それにもかかわらず、彼はスラヴ派とはみなされなかった。また、彼は専制を擁護したが、それにもかかわらず彼の意図した検閲政策は自由主義的であった。つまり、彼の思想を分析する枠組みとして、従来のスラヴ派對西欧派、保守主義者對自由主義者といった対立構図は適切ではないように思われる。したがって、彼の思想をなんと呼ぶべきか、という命名法上の問題をいったん迂回して、その上で彼の政治思想を分析する必要がある。

さらに、チュッチェフが外国検閲委員会議長として活動していた時期、特に1850年代末から60年代の検閲政策の性格についても評価が定まっていない。1917年革命以前のロシアでは、この時期は1855年までの「検閲のテロルの時期」に続く「検閲改革の時期」として位置づけられてきた。そしてその際、政府の検閲政策が変化した原因を自由主義的世論の圧力に帰してきた<sup>(3)</sup>。英語圏の研究者もまた、この時代を検閲政策の自由主義化の時期と位置づける点で彼らに同意する<sup>(4)</sup>。他方、ソヴィエト期の研究者は「革命的情勢」の意義を重視する立場から、革命前および英語圏の研究を批判する<sup>(5)</sup>。その上で、この時期の検閲政策の転換を、「革命的情勢」を特徴づける「政府政策の危機」を反映した専制政府による一連の譲歩のひとつとして解明しようとする。しかしこの視点からすると、政府政策の自由主義化は『上層』の危機、支配階級の危機」の現象としてのみ解釈され、それがクリミア戦争を機にした全国的な対外的危機によって強要されたと解釈する視点が生まれてこない。また、政府の政策変更の原因を「被抑圧階級の貧困と困窮の先鋭化」および「大衆の活性化」とに求めるあまり、政策決定における自由主義勢力の台頭を軽視する結果になっている。ただし、この時期の検閲緩和政策を一連の改革の中に位置づけようとする試みは評価しなければならない。

たしかにこの時期の検閲政策を位置づける視座については上記のような対立があるにしろ、ニコライ1世時代に比べてこの時期に検閲が緩和された点についてはソヴィエト期の研究者も革命前、および英語圏の研究にほぼ同意している。しかしながら、この時期に実際に検閲が緩和されたこと、およびチュッチェフ自身が専制の恣意的な検閲に批判的だったことを考慮して彼を自由主義者と呼ぶにしても<sup>(6)</sup>、保守主義者で専制の擁護者として知られるチュッチェフがなぜ自由主義者検閲官として勤務したかについては説明がなされていない。この点もまた、保守主義対自由主義という単純な対立図式では解決できない問題である。

## I. チュッチェフによる専制の擁護

フョードル・イヴァノヴィッチ・チュッチェフは、1803年に古いロシア貴族の家庭に次男として生まれ、幼いころから西欧的な環境で育った<sup>(7)</sup>。また彼は、大学卒業直後から外国で勤務したため、その青年時代のほとんどをロシアの地主的社会から切り離されて生活した<sup>(8)</sup>。彼は1821年にモスクワ大学を卒業後、1822年から37年にトリノに転勤になるまでの15年間をミュンヘンで外務省の役人として奉職した。当時のヨーロッパ哲学の中心ともいえるミュンヘンで彼はシェリングと知り合い、ゲーテを愛読し、ハイネをはじめとしてドイツの知識人と交際し、彼らとの交流によって西欧の事情に通暁していた<sup>(9)</sup>。1837年から41年までトリノで大使館の上級書記、のちに代理公使として勤務したが、ミュンヘンの知識人のサークルから離れたトリノでの生活に、彼は1ヶ月もしないうちに退屈してしまった<sup>(10)</sup>。1841年夏に私的な原因で解職されると、復職の工作をするため、43年に約4ヶ月の間、ロシアに帰国した<sup>(11)</sup>。ここで彼は18才のとき以来はじめてモスクワをおとずれ、クレムリンやマールイ劇場を見てロシアの文化を再認識した<sup>(12)</sup>。しかし、それにもかかわらず、モスクワの知識人社会にあってチュッチェフはその西欧的な言動で異彩を放っていたといわれる<sup>(13)</sup>。また、このロシア帰国の折りに、チュッチェフは憲兵隊長のベンケンドルフと知り合い、皇帝への仲介を依頼している<sup>(14)</sup>。

ミュンヘン勤務時代のチュッチェフの思想に大きな影響を与えたものは神聖同盟であった。なぜなら、ロシアの外交官としてのミュンヘンでの彼の職務は、バイエルン政府が神聖同盟の精神を遵守しているかを監視することにあつたからだ<sup>(15)</sup>。

しかし他方で、チュッチェフがミュンヘンで生活していた時期のヨーロッパは、革命的動乱の渦中にあつた。彼の目にはヨーロッパに革命という新しい要素が現われたように見えた。1830年のフランス7月革命は彼にとって「革命の時代の到来」を告げる事件であつた<sup>(16)</sup>。革命的動乱の渦中にあるヨーロッパは、彼の目には神聖同盟の理念を支える諸秩序がつぎつぎに動揺しているように思えた。彼はヨーロッパが現在陥っているこの情勢を、革命によってウィーン会議以降のヨーロッパの古い秩序が破壊される過程とみなした。

そこで彼は崩壊しつつあるヨーロッパの旧秩序を目前に、ヨーロッパに秩序をもたらす新しい原理を探索し始めた。

私人として1844年に再びドイツに渡った彼は、そこで最初の政治論文『ロシアとドイツ』を発表した<sup>(17)</sup>。これは神聖同盟の理念を正当化し<sup>(18)</sup>、フランスをロシア、ドイツ双方の共通

の敵対者とすることによって<sup>(19)</sup>、ドイツの世論をロシアに友好的なものにしようとするものであった。ここで彼は、ドイツの統一とロシアとの同盟をドイツが取るべき当然の政策として提示している。ドイツはフランスからの解放にあたって、ロシアから援助を受けたので、ドイツがロシアと同盟を結ぶことは全く自然な政策だと彼は考えたのであった。このような結論を出すにあたって、彼はドイツの公衆に対してロシアを紹介しようと試みる。そこで彼は、西欧より純粋なキリスト教を信仰する独立した世界、「自らの原理によって統一された全き世界」としてロシアを描いた。「そこでは独特の有機体的な、独自の生活」が営まれているのだ<sup>(20)</sup>。その際、ロシアはヨーロッパに対立し、それを否定する勢力ではなく、むしろヨーロッパという世界の中で、東方からヨーロッパの正統主義を再建する勢力として考えられている<sup>(21)</sup>。この論文の中で彼は、ドイツがロシアとの間に同盟を結ぶことに対して、ロシアは西欧と同じ価値観を共有できないから同盟を結ぶことはできない、というドイツ側からの非難をあらかじめ想定する。そしてその非難に応じて彼は、ロシアには封建制度も教皇制もなく、宗教戦争や異端審問を経験せず、さらには十字軍の遠征にも参加せず騎士道も知らなかったことを認める。しかし、と言下にこれに反論して彼は、ロシアは独自の世界だがドイツの政治的独立、民族的復興を助ける用意があると力説する。つまり、ロシアは神聖同盟の精神に従って「西欧諸民族の歴史的権利」というヨーロッパ共通の価値を擁護するという点でヨーロッパの一員なのだ<sup>(22)</sup>。

ほどなくヨーロッパ各地で発生した1848年の革命的諸動乱に際して彼は『ロシアと西洋』という大著を企画したが、結局彼はそれを全編完成することができなかった。企画されたもののうち、一部は彼によって独立した論文として発表され、その他の章は断片的な草稿のみが残されている<sup>(23)</sup>。独立した論文として発表された章は、『ロシアと革命』、および『教皇とローマ問題』と名付けられた<sup>(24)</sup>。1849年春にパリで発表された『ロシアと革命』のなかで彼は「革命」に「ロシア」を対置した<sup>(25)</sup>。前者が政治現象を示す概念であるのに対して後者は国名、あるいは民族の名称であることを考えれば、この両者の対置は曲論のように思われるが、彼にとって「ロシア」とは国や民族を示す単なる名詞にとどまらなかった。彼は革命に対抗し得る唯一の勢力、あるいは社会のひとつの統合原理を示すものとして「ロシア」という用語を用いたのであった。このような彼のロシア観は、すでに『ロシアとドイツ』で表された彼のロシア観、つまり、ヨーロッパ世界の中で、西欧とは別の、独立した世界としてのロシア、および東欧、という観念を発展させたものである。

論文『ロシアと革命』において、彼は「革命」になんら創造性を認めなかった。彼は革命が新たな秩序を創造する点を無視し、ひたすらその破壊的な側面のみに注目する。つまり彼にあっては「革命」と「ロシア」との対立とは、ヨーロッパにおける秩序の破壊とその擁護という2つの勢力の対立であった。したがってこの両者の対立は原理的であり、和解不能である。そして革命的動乱の渦中にあるヨーロッパはこの両者の間で「一方の存在が他方の死を意味する」ような決戦をむかえようとしているのだ<sup>(26)</sup>。そして彼は、このような決戦の場における憲法やカトリック教の役割を否定する。彼によれば、憲法もカトリック教もヨーロッパを革命から救うことはできない。なぜならそれらは病人にとっての麻酔薬のようなもので、本質的な解決にはならないからだ、と彼は論じた<sup>(27)</sup>。そしてその上で彼は、「ロシア」のみ

が革命に対する防護壁として役にたつと主張した。そしてこの論文の最後で彼は、革命によって崩壊した西洋の上に「聖なる箱船によって浮上する」ロシア帝国のイメージを思い描くのであった<sup>(28)</sup>。

革命にロシアを対置する立論は当時としてもさほど珍しいものではない。しかし彼は、その対立を単なる政治現象としてではなく、その対立の原因を西欧とロシアの社会をそれぞれ支配する2つの原理のちがいに求めた。

彼は革命の原因を端的に「私」の原理の神格化であるとみなした。「私」の原理と彼が呼ぶものは、西欧で発達した個人主義、および人民主権思想を指す。彼の目には「私」の原理は、結合の道徳的基礎を欠いた原子論的、利己的な人間原理と映った。したがって彼は、「私」の原理によって機械的に構成される西欧では、社会はなんら統合の原理を持たないと考えた。それ故彼は、そのような社会は原理的に破壊的な性格を持ち、したがってそのような社会では革命は論理的必然なのだ<sup>(29)</sup>と断じた。これに対してロシアは西欧よりいっそう純粹なキリスト教、つまり正教の精神によって貫かれている。キリスト教の原理とは自己犠牲、献身の精神を元にした統一性である<sup>(29)</sup>。ロシアの専制はこの統一性の原理を政治的に具現したものである。このように考えるなら、ツァーリがロシアの専制体制の中で占める位置とは、国民を力によって外面的に支配するのではなく、むしろ国民的の頂点に君臨すると同時に国民と一体になり、国民がその本性からそれを支持するような存在でなければならない。このようにチュッチェフの考えでは専制は、ロシアにおいて唯一可能な権力形態であった。専制という権力形態はロシアにおいてこそ、その人民に受け入れられると同時に、ロシアをしてロシアたらしめるロシア精神の精華でもあった。

たしかにチュッチェフは永年故郷のロシアから離れて生活したが、だからといって彼は単に望郷の念からロシアを理想化したのではなかった。また、ロシア正教に対する信仰から啓蒙思想を否定したわけでもなかった。それどころか、すでに述べたように、西欧の啓蒙主義がはぐくんだ個人主義、および人民主権思想の論理的帰結として革命の必然性を見定めた上で、それでもなおかつロシアでは別の原理が支配していると考えた。つまり彼は反啓蒙的に理性を否定したのではなく、むしろ、西欧とは別の理性、もしくは理性の別の発現形態が東欧を支配していると考えたのだ。そしてその上で、この原理を体現する理性的な権力形態としてあえて専制を支持したのであった。つまり彼は、西欧における革命の必然性、合理性を認めながらも、それでもなおかつ、東欧では専制が理性的な存在であると論じたのだ。その際、東欧では別の理性が働いている、という信念が彼の立論の基礎になっている。まさにここに単なる「汎スラヴ主義的反動のユートピア」<sup>(30)</sup>にとどまらない彼の東欧観念の特徴がある。

このように彼は、動揺し、崩壊しつつある西欧とは別の世界として東欧、なかんづくロシアを考えた。彼が夢想する東欧とは、ロシアを長とする全スラヴ民族によるキリスト教世界である。したがって、このようにキリスト教と分かち難く結びついたロシア政府のとるべき政策は、聖地コンスタンチノーポリの「奪回」であり、異教徒からのスラヴ諸民族の「解放」である。実際、クリミア戦争の緒戦の勝利は、彼の素朴な夢想を実現するかのように思われた。

クリミア戦争がロシア側の敗北で終わるまでに彼によって書かれた詩の中に、彼の素朴で拡張主義的な志向を見ることができる。たとえば1848年または1849年に書かれた詩『ロシアの地理』では、「7つの内海、7つの大河」を内に含み、「ナイルからネヴァまで、エルベから中国まで」、「ヴォルガからユーフラテスに至り、ガンジスからドナウまで」を包括する広大な地域をロシアの「永遠不可侵の」領土と彼はうたった<sup>(31)</sup>。1850年に書かれた詩『神託』では、彼はソフィアの解放とビザンチンの回復とを「全スラヴのツァーリ」たるニコライ1世に進言している<sup>(32)</sup>。また、1853年秋から54年春にかけて書かれた『霊的な予言』では、ロシアがその本来の国境を回復する日が近いことがうたわれている<sup>(33)</sup>。さらに『ニコライ1世に』では、皇帝に対し、単刀直入にコンスタンチノーポリの占領を訴えている<sup>(34)</sup>。

しかしながら、現実の戦争の勝敗を決したのは、抽象的な理念の優劣ではなく、具体的な軍事力、およびそれを支える国力の強弱だった。クリミア戦争の敗戦によって彼は、自分の思想の中で理想化されていた「ロシア」と現実のロシアとの違いを明らかに認識した。また、政府の無策によって貴いロシア人の血が流されたことに憤りを感じた。そして今まで以上にロシア政府の政策に対して批判的になる。しかし、だからといって彼が「ロシア」的原理に対する姿勢を変えたわけではない<sup>(35)</sup>。むしろ彼の中で理想化された「ロシア」的原理とその権力形態としての専制に対する擁護は終生変わることがなかった。ただし、敗戦を目の当たりにすることによって、ロシア的原理によってヨーロッパを統一しようという拡張主義的な夢想は、彼の中で清算される。それ以後彼は、ヨーロッパには西と東という独立の、それぞれ対立する原理を持つ2つのヨーロッパがあると考えられるようになる<sup>(36)</sup>。

## II. 外国検閲委員会における活動

1858年4月、チュッチェフは外国検閲委員会議長に就任し、以来終生その職にとどまった。これは彼が外務大臣ゴルチャコフに送った手紙の内容が、当時検閲政策の見直しを必要と考えていた政府の政策と一致していたためとも言われる<sup>(37)</sup>。ただし、チュッチェフが外国検閲委員会議長に就任するのに先駆けて、政府はすでに検閲政策の転換を模索していた。実際、1855年にクリミア戦争の敗色が濃厚になる中でニコライ1世が死亡すると、政府は新帝アレクサンドル2世の意を受けて検閲政策の転換を図った。

まず1855年には、「検閲のテロル」の時代を代表するブトゥルリーニン委員会が廃止された<sup>(38)</sup>。ブトゥルリーニン委員会とは、1848年4月2日に、フランスの2月革命に対応して「ロシアにおける私的出版物の精神と傾向に対する最高の監視」を目的に、国务会議々員でサンクト・ペテルブルク帝国公共図書館々長の И. П. ブトゥルリーニンを議長に、男爵 M. A. コルフと П. И. デガイの3人から構成された組織である。この委員会はまた、設立の日付から「4月2日委員会」とも呼ばれる。この委員会は、すでに検閲で許可されて印刷された定期刊行物（のちには出版物一般）を吟味し、禁書に指定すべきものが発見された場合には、その著者、および出版者と並んで、それを許可した検閲官をも処罰するように皇帝に進言することをその任務としていた<sup>(39)</sup>。つまりこの委員会は、文部省が行う通常の検閲とは別に独自で事後検閲を行い、本来なら検閲を行う側の検閲官をも皇帝の名によって処罰するた

めの組織であった。したがって、このような監視機構が廃止されたことは、それだけでも旧帝の抑圧的な検閲政策が過去のものとなったことを印象づけたにちがいない。

さらに、従来は『ロシアの廃兵』、および『海軍選集』誌の独占だった前線からの戦況報道が他の刊行物にも許可された<sup>(40)</sup>。これにともなってЛ.トルストイの「セバストーポリ物語」が1855年5月号から『同時代人』誌に連載されるようになった。また一方で『ロシア通報』に代表される新しい雑誌の刊行も許可された。それまで発行許可を得るのに苦労していたスラヴ派にも『ロシアの会話』の刊行が許可された<sup>(41)</sup>。政府の緩和政策によって、定期刊行物の数も大幅に増加した<sup>(42)</sup>。また1858年3月には文部大臣 A.C. ノロフの上奏をうけて、アレクサンドル2世は農奴解放に関する論議を公開で行なうことを部分的に許可した<sup>(43)</sup>。

ただし、アレクサンドル2世は原則的にはニコライ1世による1828年の検閲法を引き継いでいた。文部大臣のノロフを長に、その下にサンクト・ペテルブルク検閲管理総局、教育管区長官、地方検閲委員会、そして個々の検閲官へと連なるニコライ1世時代の検閲機関の階層構造は維持された。また、検閲によって禁書に指定すべき書物の基準も1828年の検閲法の定めに従った<sup>(44)</sup>。だが、古い検閲法が新しい時代の新しい検閲政策と早晚矛盾することは明白であった。

## 1. 無検閲出版所の設立計画

チュッチェフが外国検閲委員会議長に就任したこの時期、政府はクリミア戦争の敗戦の反省をふまえた一連の改革を意図していた。上記のような検閲政策の変化も、その改革政策の一環であった。検閲管理総局内でも検閲の緩和が話題に上っていた<sup>(45)</sup>。ただし、それと同時に、検閲を緩和することによって国内に革命思想が蔓延することが懸念されていた。

その際、危険視されたものは、当時ロンドンに亡命していた A.И.ゲルツェンが主催する「自由ロシア印刷所」からの出版物、特に1857年に創刊された新聞『鐘』の影響であった。なぜなら、出版物の内容に対して第三者的態度を保とうとするゲルツェンの編集方針をが読者層をひろげ、「自由ロシア印刷所」は当時、国内でも広く支持されていたからである。新聞『鐘』においても、彼はこれを党派的な機関誌とは考えず、公開討論の場としてこの紙面を広く読者に開放した。かくして、彼の出版所からは「ロシアにおける現行秩序を強化する目的で、専制政府の立場から書かれたもの」<sup>(46)</sup>を除いて、原則的にあらゆる種類の文書が無検閲で発行され、その多くはロシア国内へ密輸入され、国内で読まれた。つまり、政府の検閲によって国内で合法的に出版できない文書も、「自由ロシア印刷所」を利用することによって国内に流布させることができたのである。これに対して政府は、従来の禁圧的な方策によって国外からの不法出版物の流入を阻止しようとしたが、成功しなかった<sup>(47)</sup>。

他方チュッチェフは、政府とは多少異なった方向から検閲の問題にアプローチしていた。

彼は、自由な論争によって革命思想を論破できるという確信から、国外に通常の検閲制度に属さない印刷所を開設しようとした。

すでに述べた外務大臣ゴルチャコフ宛の1857年の手紙において、彼は国外からもたらされる革命的な宣伝活動に対抗するために、無検閲の出版所の開設を提案している。その際、彼

が最も重視したのは、ゲルツェンによるロシア語の自由出版活動であった。「最近発生し、今日その意義と結末を誰も予想できないような発達を志向している現象に政府がまったく心から無関心であることを予期してはいけません。おわかりのことと思いますが、私はわが国政府の制御の完全な外での国外におけるロシア語の印刷の創立について語っているのです。この現象は、もちろん重要で、細心の注意に値するほどまったく重要なものです。この文学的プロパガンダの成功を隠すことは無益でしょう。目下、ロシアはその出版物であふれていること、それは手から手へとすばらしい速さで行きわたっていること、それらが渴望されていること、文字を読まない人民大衆にはまだでも、少なくとも社会の最底辺にもそれらがすでに浸透していること、これらのことがわかっています。」<sup>(49)</sup> このようにチュッチェフはゲルツェンの自由出版活動の「成功」を報告する。そして彼は、国内におけるゲルツェンの影響力の大きさを指摘しながら、ゲルツェンの自由印刷所活動の影響力の原因を、ゲルツェンの出版物が自由な討論を保証していることに求める。彼によれば、ゲルツェンに「意義を与え、影響力を与えているのは、まさに彼が我々にとって自由に審議することの代表者だから」であった。ゲルツェンによる「有害な影響力」に対抗するための手段を諮問するゴルチャコフに対して、チュッチェフはここで「彼に対抗するために利用すべき武器」として、政府の側でも討論の場を開設すべきであると進言する<sup>(49)</sup>。

すでに述べたようにチュッチェフは、審議の力によって革命的な影響力を排除できると考えていた。ところが、無検閲の自由な論壇たる「自由ロシア印刷所」からは彼がまさに必要とする「ロシアにおける現行秩序を強化する目的で、専制政府の立場から書かれたもの」を発表することができなかった。それだからこそ彼は、政府の立場から、現行秩序を強化するための論陣をはるための出版所が必要だと考えたのであった。

ところが、チュッチェフの出版所計画は、政府部内で彼の目論見とは別の方向へと展開した。

チュッチェフの案は憲兵隊参謀長兼第三部長官 A. E. ティマーシェフにまわされた。ただし、ティマーシェフはチュッチェフの案をそのまま受け入れたのではなかった。ティマーシェフは政府の新聞を出版する計画には興味を示したものの、その紙上で公開討論を展開する案には反対だった。彼は公開討論の結果、万が一にでも政府側の見解が論破されることを恐れたのであった。結局、1857年11月、ティマーシェフはこの案を「世論を指導するための半官製出版物」発行計画として受理した<sup>(50)</sup>。検閲を緩和して革命的な影響力を論破しようとするチュッチェフの案は、政府の見解が「敗北の危険を犯す」ことを危惧するティマーシェフによって、政府の御用出版物計画にすり替えられてしまったのだ<sup>(51)</sup>。

さて、チュッチェフの進言に源を発する半官製出版物発行計画は、1857年末から59年始めにかけて、政府側の知識人の関心の的となり、いくつかの出版計画が提示された。たとえば、駐ベルリン公使の A. Φ. ブードベルクは、国外の非合法出版活動に対抗するために、1. パリやウィーンの例に習って政府内に専門の部局をおく 2. 非合法出版物に対抗して国外に政府の出版機関を設立する、という2つの案を建議した<sup>(52)</sup>。また、国务会議でも、政府による出版機関設立計画が話題に上るようになった<sup>(53)</sup>。

これらの計画に直接関係すると考えられる委員会の設立が1858年12月に大臣会議で決定さ

れ、翌1859年1月に皇帝によって裁可された。この委員会は、「出版問題に関する委員会」と名付けられた<sup>(54)</sup>。国家評議会議長のД.Н.ブルードフ伯爵は、裁可直前の1858年12月にチュッチェフ、および文部省内で検閲行政に影響力をもっていたA.B.ニキテンコと会談し、この委員会を「わが国の文学、特にジャーナリストを真実の道へと、愛情をもって、温情主義的に理性的に導く」「フランスのBureau de la presseをロシア用に作りかえたような」機関だと説明した。彼はこの委員会を、政府が重要な問題に関して出版界と協議するための機関と考えていた<sup>(55)</sup>。しかし彼自身、この委員会の活動内容に関して明確な構想をもっていたわけではなかった。

たとえば、この委員会を秘密委員会にすることが決定されたのは、委員会の設立が裁可された後の2月になってからであった<sup>(56)</sup>。また、3月には読書官(чтец)制度を導入しようとしたが、事後検閲につながることを懸念したニキテンコによって阻止されている<sup>(57)</sup>。

実際この委員会は、設立の当初からその具体的な活動内容が規定されていたというよりは、むしろ、皇帝の検閲問題に対する強い関心におされ、「彼を安心させるために何かしなければならなかった」<sup>(58)</sup>政府高官によって急きょ設立されたものであった。

したがってこの委員会は、設立当初から委員会のメンバーの能力不足が指摘され、同時に、この委員会がブトゥルリーニン委員会と同種の組織に転化することが危惧されていた。このような理由からニキテンコは、委員会の設立に反対した。文部大臣ノロフもこの委員会設立には反対だったが、結局、彼がペテルブルクを留守にした際に外務大臣ゴルチャコフが計画を進めてしまったのであった<sup>(59)</sup>。

アレクサンドル2世は委員会に対して「いかなる抑圧的な方策をもとらない」新たな検閲政策を実行することを期待した<sup>(60)</sup>。彼の意を受けて委員会では政府の刊行物を出版する計画、および既存の出版物を買収して半官製刊行物にする計画の2案が検討された。他方、ロンドンのゲルツェンは、この計画が世論に対する新しい脅威であるとみなして、『鐘』紙上でこの計画を暴露した<sup>(61)</sup>。ところが実際には委員会は、どちらの計画も実現することができなかった。委員会設立直後の1859年3月には、はやくもこの委員会が「誤りで、それが何もしなかった」ことが判明し、検閲管理総局へ併合することが検討されだした。最後まで委員会の縮小、廃止に反対したムハーノフも10月には納得し、11月には皇帝もこれを認めた<sup>(62)</sup>。

他方、当初の自らの目論見を離れた出版所計画が挫折する中で、チュッチェフは1861年2月、再度、文部大臣に宛てて「公平さに満ちた、民間雑誌の形」とったロシア語印刷所をミュンヘンに設立する計画を提案した。彼はこの計画の中で、検閲の制限を受けない国外における自由な審議の必要性を説き、政府に対する「理性の枠内」とどまった批判の必要性を訴えた。

反対派が必要な理由として彼は、「まず第1に、政府自身が開明的で、理性的な目的から伝えられた指摘を必要としているからであり、第2に、政府の側の活動に対する公平な評価は、社会の側の意見において、雑誌の信用を高め、国家秩序の敵による偽りの思想に反論する場合に、その判断に威信をもたせるから」と説明している。つまり彼は政府自身が世論から合理的な政策案を調達することの利点を説き、また世論において公平な審議の結果として得られた結論が権威を持っている事を主張したのであった。彼によれば、この印刷所は「出

版界と政府との仲介者」として機能するはずであった。しかし、この提案もまた、拒否されてしまった<sup>(63)</sup>。

## 2. 検閲の法治化と緩和

このように、彼は無検閲の出版所を開設するという自分の計画を実現することができなかった。しかし彼は、検閲制度に法治主義を導入し、検閲を緩和するという面では成果を上げることができた。

チュッチェフは、終生、検閲に対して批判的だった。彼にとってロシアの検閲は「白痴主義の専制」<sup>(64)</sup>であり、「7天世界で最も無益なもの」<sup>(65)</sup>であった。なぜなら彼は、検閲が知性と社会のイニシアチブを抑圧すると考えたからである。たとえば上記のゴルチャコフ宛の手紙の中で、かれはクリミア戦争におけるロシアの敗因を、余りにきびしすぎる検閲制度に求めた。彼にとってクリミア戦争の敗戦は、世論が存在しないロシアには当然の結果であった。また、彼は権力のまわりに「空虚で巨大な知的空白が形成されている」ことを指摘し、ロシアの政策が外部と没交渉の内に形成される点を批判する。彼にとっては、クリミア戦争の敗戦は外部からの打撃によるものではなく、むしろ権力内部の自己崩壊としてとらえられた。そしてそのうえで、「暗礁に乗り上げた船」にもたとえられる敗戦後のロシアにあって、政府は世論の支持を仰がなければなに一つ実行する事はできない、と彼は確信したのであった<sup>(66)</sup>。

また彼は、1858年10月に事後検閲の導入が審議された際も、現行の事前検閲と新たな事後検閲を併設する計画には強く反対した<sup>(67)</sup>。

すでに述べたようにチュッチェフは1857以降終生、外国検閲委員会の議長を勤め、外国から流入する出版物を検閲した。また彼は「出版に関する総管理局会議」の委員としても政府の検閲政策に関与した<sup>(68)</sup>。

チュッチェフが外国検閲委員会に提出した報告書から判断すると、外国検閲委員会議長としての勤務において、彼は禁書に指定する際の基準を確立しようとして努力していたことがわかる。これは禁書の基準を確立することによって、その基準に抵触しない出版物に自由を与えようとしたものと思われる。

1858年の報告書の冒頭で彼は自らの任務を「外国検閲の活動をより合法的な状態に導くこと」とみなしている<sup>(69)</sup>。この「合法的な状態」とは、「検閲のアナーキー状態の時期」<sup>(70)</sup>ともいわれる改革前のロシアの検閲行政の中で具体的な禁書指定の基準を定め、それに従って検閲を実施する、という法治主義導入の試みにほかならなかった。チュッチェフが外国検閲委員会に提出した1860年、1863年、および1865年の報告書には、禁書に指定すべき具体的な基準が列挙されている。たとえば1860年の報告書で彼は、「有害な」図書として、次の5つの基準を示した<sup>(71)</sup>。

1. 主にドイツ語で書かれた無神論
2. ロシア正教の教義に反する宗教書
3. ロシアに言及した歴史書

4. ポーランド人民に訴えるパンフレットおよび亡命者によって書かれたポーランド語の書物

5. フランス語で書かれた不道德な小説。

ここで列挙された基準は、多少表現が異なるものの、63年、および65年の報告書でも列挙されている。これらの基準は、革命の歴史的必然性に関する教説やポーランドの民族問題など、1828年の検閲法が想定していない新たな事態に対処しようとするものであった。また、これらの報告書の中で彼が明文化した禁書基準は、1862年の「出版に関する臨時条例」<sup>(72)</sup>、さらには1865年の「検閲と出版に関する規則」<sup>(73)</sup>に先駆けて、検閲制度への法治主義の導入を図ったものであった。

さらに、彼の報告書の内容を検討すると、彼が単に検閲の基準をもうけようとしたのみならず、検閲を緩和しようと努力していたあとも見て取ることができる。

彼が外国検閲委員会議長に就任した後、禁書に指定された書物の数は大幅に減少した。報告書の中で、彼はロシアに輸入される外国出版物が激増している（1843年に534,372点だったものが1853年には958,533点、1858年には1,614,874点、1859年には1,422,157点、1860年には2,255,359点、さらに1862年には2,727,302点）事態を指摘している。これを彼は、「ロシアが教養の道にあること、そして近年急速に前進したことを何よりもよく物語っている。」<sup>(74)</sup>と好意的に評価している。他方、彼の議長就任以後、禁書に指定された書籍の数は減少している（1852年に464点、1862年に285点、1863年に142点）。これに関して彼は、書籍商が禁書の範囲を理解したため、危険な書物が提出されなくなったことを理由としてあげ、これが検閲官の怠慢によるものではないことを釈明している。しかしながら彼が実際に外国検閲を運用面で緩和していたことも否定できない。そのため、1860年、1863年、および1865年の報告書で彼は、西欧において革命思想がすでにその影響力を失っていることを再三報告し、それによって外国検閲に対する緩和を弁護しようとしている。

### Ⅲ. 専制と言論の自由との内的均衡

チュッチェフはヨーロッパの中で西欧とは別の、独自の世界として東欧を、そして東欧の中心としてロシアを思い描き、さらにロシアに固有な権力形態として専制を擁護した。他方、外国検閲委員会議長として彼は検閲行政に法治主義の原則を導入し、合わせて検閲を緩和しようと努めた。しかしながら、専制の擁護という保守的な政治姿勢に対して、検閲への法治主義の導入および検閲の緩和という自由主義的な政策は一見矛盾するように思われる。ところが、実際に彼の内部では専制の擁護と自由主義的な検閲政策とは矛盾なく共存していた。そこで本章では、この両者が彼の思想の中でいかなる内的一貫性を持って共存していたか、という点を整理してみたい。

すでに述べたように、チュッチェフはロシアをヨーロッパの中で西欧とは別の理性、つまり「キリスト教の原理」が支配している世界とみなした。したがって彼にとって、ロシアは理性一般のおよばない未開世界ではない。たしかにロシアは西欧と異質な社会ではある。しかし、ロシアの専制はロシアが未開であることの証ではなく、むしろそこに西欧とは別の理

性が働いている証である。つまり、西欧の理性が社会を外面的、機械論的に結合しているのに対して、ロシアでは理性は社会を内面的、有機体的に統合するという違いがある、と彼は考えた。

人民と権力との関係もロシアと西欧とではおのずから異なってくる。権力に「原則や道徳的信念」がない場合、その権力は「物理的抑圧手段を採用」せざるを得ない。その結果、西欧社会は政府否定や革命的伝統破壊者の温床となった<sup>(76)</sup>。これに対して、「キリスト教の原理」が支配するロシアでは、物理的な抑圧によってではなく、人々はその本性から進んで専制に服従する。このように彼はロシアの特殊性を考えた<sup>(76)</sup>。

このように国民が権力と一体となっている有機体的社会にあっては、理性的な国民の意志はすなわち理性的な権力の意志であって、両者の間に矛盾は存在し得ない。また、理性へ到達する方法についても、ロシアにおいても、たとえそれが西欧のものと異なっていようと、理性への一般的な到達方法が適用され得る。したがって、西欧において自由な討論によって理性が発見されると同様に、ロシアにおいても自由な討論の結果、ロシア的理性が発見される、と彼は考えた。このようにして発見された理性は、決して専制秩序を破壊するものではなく、逆にロシアの専制を強化するはずである<sup>(77)</sup>。このような見地から彼は思想の領域への権力の介入に反対すると同時に、検閲という強制力をロシアに導入する結果、かえってロシア国内に革命思想が蔓延しかねないことを危惧した。

それと同時に、彼にとって検閲制度とは「限界を定めるにすぎない」物理的な強制手段であった。したがって、たとえ検閲によって世論を規制し、政府の見解を国民に強要したところでそこから理性を導くことはできない。なぜなら政府の見解も自由審議という試練を経ない以上、ひとつの臆見にすぎないからである。このように自由な討論の過程で非理性的な意見は論破されるにちがいないと信じたからこそ、彼はロシア的理性を発見するためには自由な審議が必要だと考えたのだ。

以上のような信念から彼は、外国検閲委員会議長として検閲緩和に力を注いだのであった。大改革期のロシアの世論状況を、単に保守主義対自由主義という対立構図に従ってとらえる限り、彼の思想の持つこのような特質は理解することはできない。また、彼の主観的な意図とロシア政府の政策との間に生じた齟齬も理解することはできないであろう。

## む す び

すでに述べたように、チュッチェフの政治的信念は部分的とはいえ具体的な政策として実現された。ただし、彼が思想面への権力の介入を排除しようとして発案した政策の中で実際に具体化されたものは、大改革の過程で専制権力の目的と一致した部分に限られた。

なぜなら、1860年代に一連の改革に着手した現実のロシアの専制権力はチュッチェフが思い描いたような精神的な共同体ではなかったからだ。すでにロシアの専制権力は行政機構の西欧的近代化をとおして制度をより効率的に運用し、国力を強化する必要に迫られていた。この点を無視して、ロシアの特殊性を論拠に立論したところで、チュッチェフの思想はロシアにおいても現実離れしたものにならざるを得なかった。

他方、チュッチェフの検閲政策は、本人の主観的な意図をはなれて、専制権力の西欧的近代化に貢献した。ただしここで忘れてはならないのは、彼の思想の根底にはロシア政府が近代化のモデルとした西欧社会に対するきびしい批判が横たわっており、近代西欧社会を相対化する視点が備わっていた点である。また、彼が西欧社会に対置した「ロシア」的社会において自由な言論が重要な役割を演じると考えたことに注目する必要がある。

このようにチュッチェフは専制の擁護と言論の自由の問題にアプローチした。他方、政府の検閲政策は、1862年にサンクト・ペテルブルクで発生した大火災、および1863年のヨーロッパ列強によるポーランド問題への介入を契機として、従来の緩和政策を再検討して再び検閲強化へと方針転換した<sup>(78)</sup>。チュッチェフはこの傾向を私信の中で辛らつに批判しているが<sup>(79)</sup>、1863年に検閲が内務省の管轄へ移管した以後、チュッチェフが検閲行政に与える影響はすでに大幅に少なくなっていた<sup>(80)</sup>。

本論では、チュッチェフを対象にして大改革期ロシアにおける検閲反対勢力の思想の分析を試みた。今後、法制史の側面からはロシアの検閲制度の発展過程、そして思想史の側面からは非西欧化論者、特に И. С. Аксаковをはじめとするスラヴ主義者の検閲批判思想を分析する必要があるだろう。

#### — 注 —

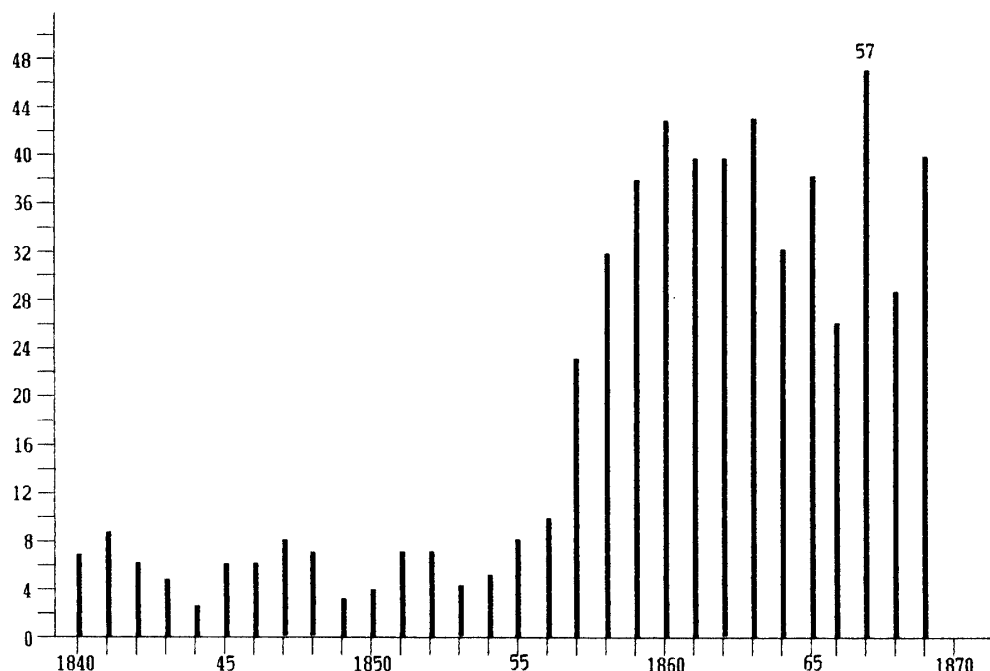
- 1 チュッチェフの政治思想を分析した研究としては、К. В. Пигарев, “Ф. И. Тютчев и проблемы внешней политики царской России,” *Литературное наследство* (以下、単に *ЛН* と略記), т. 19-21, М., 1935. および В. А. Твардовская, “Тютчев в общественной борьбе пореформенной России,” *ЛН*, т. 97, кн. 1, М., 1988. などがある。日本でも高野雅之氏がメシア思想という視点から外交官チュッチェフの思想を分析している。「ロシアなくしてヨーロッパに平和なし」『ロシア思想史』、早稲田大学出版1991年。また、加藤史朗氏もクリミア戦争期のゲルツェンの思想を分析する研究の中でチュッチェフの「大ギリシア・ロシア東方帝国」構想に言及している。加藤史朗「クリミア戦争期のゲルツェン」『早稲田大学社会科学研究所社研研究シリーズ』21号、昭和61年6月、p. 41 および p. 49 参照。また、チュッチェフの伝記としては、И. С. Аксаков, *Биография Федра Ивановича Тютчева*, М., 1866 ; Г. Чулков, *Летопись жизни и творчества Ф. И. Тютчева*, М. - Л., 1933. および К. В. Пигарев, *Жизнь и творчество Ф. И. Тютчева*, М., 1962. がある。
- 2 Пигарев, “Ф. И. Тютчев и проблемы ...,” стр. 178.
- 3 См. напр. : М. Лемке, *Очерки по истории русской цензуры и журналистики XIX столетия*, СПб., 1904, стр. 183. ; Он же, *Эпоха цензурных реформ 1859 - 1865 годов*, СПб., 1903, стр. VII.
- 4 ルードはこの時期の検閲政策を、55年以降のアレクサンドル2世の「自由主義的コース」にのった「改革へ向けた混乱した歩み」と位置づける。Cf. C. A. Ruud, *Fighting*

- Words ; Imperial Censorship and the Russian Press, 1804-1906*, London, Univ. of Tronto Pr., 1982, p.118. チョルディンもまた、55年までの「検閲のテロルの時期」に続くアレクサンドル2世の自由主義政策の時期と位置づけている。Cf. M. T. Choldin, *A Fence around the Empire*, Durham, Duke Univ. Pr., 1985, pp.35, 55.
- 5 たとえばゲラシモヴァは、ブルジョア史学が革命的情勢の意義を無視し、革命的情勢の諸段階と政府の政策との相互関係を解明しておらず、「政治—社会生活の合法則性の研究を経験論的叙述と単なる記述にすり替えようとする」点を批判する。Ю.И.Герасимова, *Из истории русской печати в период революционной ситуации конца 1850-х-начала 1860-х гг.*, М. 1922, стр.5-6.
  - 6 См. К. В. Пигарев, “Ф. И. Тютчев и его поэтическое наследие,” в кн.: Ф. И. Тютчев, *Сочинения в двух томах*, т.1, М., 1980, стр.17.
  - 7 彼は家庭内でもフランス語で会話し、肉親に宛てた手紙もフランス語で書いた。См. И. С. Аксаков, “Федор Иванович Тютчев,” в кн.: К. С. Аксаков, И. С. Аксаков, *Литературная критика*, М., 1981, стр. 288-289.
  - 8 彼は古い地主的社会から切り離されたと評したアクサーコフに対して、トヴァルドフスカヤは彼は国外からロシアの親戚や家族と文通し、ロシア国内の雑誌にも作品を発表しており、ここから彼の関心が常にロシアに向いていたとして批判しているが、それにもかかわらずチュッチェフが故郷からの離別を強く感じていたとするピーガレフの見解をここでは採用した。См. *Там же*, стр. 292, 301; В. А. Твардовская, *Указ. соч.*, стр.132; К. В. Пигарев, “Ф. И. Тютчев и его поэтическое ...,” стр. 7.
  - 9 *Там же*.
  - 10 両親に宛てた手紙には、1ヶ月もしないうちに「流刑にでもなったような」トリノの生活に退屈したようすが示されている。См. Письмо к родителям от 1 ноября 1837 г., цит. по статье Пигарева, “Ф. И. Тютчев и проблемы ...,” стр.184.
  - 11 См. И. С. Аксаков, *Биография...*, стр. 28.
  - 12 См. К. В. Пигарев, *Жизнь и творчество...*, стр.110.
  - 13 Б. Н. Чичеринは、当時ドイツにおける保守主義思想の中心であったミュンヘンから帰国したチュッチェフがしゃれたフランス語と西欧の事件に対する辛らつな批判によってすぐに頭角をあらわしたと回想している。См. *Воспоминания Б. Н. Чичерина : Москва сороковых годов*, М., 1929, republished 1973 by Oriental Research Press, стр.19.
  - 14 См. К. Пигарев, “Ф. И. Тютчев и провлемы ...,” стр.193.
  - 15 *Там же*, стр.176.
  - 16 И. С. Аксаков, *Биография...*, стр. 65.
  - 17 Ф. И. Тютчев, “Россия и Германия,” в кн.: *Политические статьи*, Paris, YMCA Pr., 1976.
  - 18 *Там же*, стр.19.
  - 19 *Там же*, стр.14,19.

- 20 Там же, стр.16 - 17.
- 21 Там же, стр.19.
- 22 Там же, стр.27.
- 23 См. Вступительная статья В.В.Кожина к публицистике “Незавершенный трактат 《Россия и Запад》,” ЛН, т. 97, кн.1, М.,1988, стр.183.
- 24 論文『ロシアと革命』は彼の死後、フランス語の原文にロシア語の訳文を付けて公表された。以後、引用はロシア語テキストによる。Ф.И.Тютчев, “Россия и революция,” *Русский архив*, 1873, кн.1, стр.895 - 931.
- 25 Там же, стр.912.
- 26 Там же.
- 27 Там же, стр.916.
- 28 Там же, стр.931.
- 29 Там же, стр.913.
- 30 См. К. Пигарев, Ф. И. Тютчев в проблемы..., стр.191. このように理性に民族性を認める点で彼はスラヴ主義者と一致するが、ロシアの本質的特徴をキリスト教に求めたため、ルーシの洗礼以前の異教時代のロシアは彼の視野からはずれざるを得ない。また、西欧諸国に比肩し得る大国へとロシアを導いたピョートル1世を、彼が高く評価する点も指摘しておく必要がある。 См. Ф. И. Тютчев, “Россия и Германия,” стр.17.
- 31 Ф.И.Тютчев, “Русская география,” *Сочинения в двух томах*, т.1, стр.104.
- 32 Он же, “Пророчество,” там же, т.1, стр.115.
- 33 Он же, “Спиритическое предсказание,” там же, т.1, стр.137.
- 34 Он же, “Императору Николаю I,” цит. по статье Пигарева, Ф. И. Тютчев и проблемы..., стр.180 - 181.
- 35 См. Д. Д. Балагой, Вступ. статья в кн.: Ф.Тютчев, *Стихотворения*, Л., 1953, стр.35.
- 36 См. Письмо к жене от 27 июля 1854 г., *Сочинения в двух томах*, т.1, стр.146 - 148.
- 37 См. М.Брисман, Ф. Тютчев в комитете цензуры иностранной, ЛН, т.19 - 20, стр.565. また、この手紙は彼の死後『ロシアにおける検閲について』と題されて、フランス語の原文にロシア語の訳文を付けて公表された。“О цензуре в России,” *Русский архив*, 1873, кн.3, стр.607 - 632.
- 38 Cf. С.А.Рууд, *op. cit.*, pp. 94, 98.
- 39 См. Лемке, *Очерки...*, стр.203 - 205.
- 40 См. А.Скабичевский, *Очерки истории русской цензуры 1700 - 1863 гг.*, СПб., 1892, стр.397.
- 41 Там же, стр.393.
- 42 新規に発行を許可された定期刊行物数の推移をグラフにまとめてみた(図1参照)。1856

年から57年前後を境に、許可点数が飛躍的に増大し、その傾向が農奴改革後も持続していることが見て取れる。

(図1) 新規定期刊行物数の推移



Библиография русской периодической печати 1703-1900 гг., Петроград, 1915. より作成。

- 43 “Распоряжение 16 января 1858 г.,” *Сборник распоряжений по цензуре с 1828 по 1862 г.*, СПб., стр. 186.
- 44 1828年の検閲法では、禁書とすべき書物として、次の4つの基準があげられている。  
*См. Устав о цензуре и печати - Свод законов Российской империи*, т. 14, СПб., 1828.
  1. 正教教会の教義に反するもの
  2. 専制権力の不可侵、皇室への尊敬、および国家制度の基本を脅かすもの
  3. 善良な性格や礼儀正しさに対する侮辱
  4. 他人の名誉に対する侮辱
- 45 *См. А. Скабичевский, Указ. соч.*, стр. 392 - 398.
- 46 А. И. Герцен, “К нашим,” *Соб. соч. в 30 томах*, М., 1954 - 56, т. 12, стр. 296.  
 例外については、加藤史朗「ゲルツェンと暴露文学」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』、1979年別冊6、221頁参照。
- 47 *См. И. В. Порох, “Из истории борьбы царизма против Герцена,” в кн.: Из истории общественной мысли и общественного движения в России,*

- Саратов, 1964, стр. 120 - 125.
- 48 “О цензуре в России,” стр. 629-630.
- 49 Там же, стр. 629 - 631.
- 50 См. И. В. Порох, *Указ. соч.*, стр. 128.
- 51 Там же, стр. 128-129.
- 52 См. Письмо В. П. Балобина графу П. Ф. Киселеву от 27 сен. 1858 г., *Русская старина*, 1902, кн. 11, стр. 378 - 384.
- 53 当時、文部省で検閲行政に従事していたニキテンコによると、政府の出版機関を設立する計画は国務会議でも話題になっていた。彼はこの出版機関のことを「検閲について、官僚的ではなく、道徳的に文学の傾向に配慮する特別の出版局」と記しているが、彼自身はその計画が「純粹に空想的」だとして否定的に評価している。А. В. Никитенко, *Дневник*, т. 1 - 3, Л., 1955 - 56, т. 2, стр. 39.
- 54 当初、この委員会は А. Е. Адолелбелгを議長に、Н. А. Мухоморов、および А. Е. Теймаршефの 3 名から構成されていた。Там же, стр. 50.
- 55 Там же.
- 56 Там же, стр. 60.
- 57 Там же, стр. 67.
- 58 Там же, стр. 37.
- 59 Там же, стр. 50.
- 60 Там же, стр. 72.
- 61 А. И. Герцен, “Allgemine Zeitung,” *《Колокол》* : Газета А. И. Герцена и Н. П. Огарева, Вольная русская типография, Лондон-Женева, 1857-1867, факсимр. изд., М., А. Н. СССР, 1962, л. 30 - 31, 15 дек. 1858 г.
- 62 См. Никитенко, *Указ. соч.*, стр. 78 - 101.
- 63 См. Е. П. Федосеева, “Из истории борьбы самодержавия с изданиями Герцена,” *ЛН*, т. 63, М., 1956, стр. 678.
- 64 Письмо к Э. Ф. Тютчевой от 23 июля 1854 г., *Русский архив*, 1899, кн. 2, стр. 275.
- 65 Письмо к Аксакову 1873 г., цит. по кн. И. С. Аксаков, *Биография...*, стр. 313.
- 66 “О цензуре в России,” стр. 621 - 622. また彼は、ロシアの敗北が決定的となった 1855 年 5 月、娘に宛てた手紙のなかで敗戦の原因を分析して、その原因が「永年にわたって政府の指導原理」として思想が弾圧され続けたことにあると断じている。Письмо к Э. Ф. Тютчевой от 21 мая 1855 г., *Сочинения в двух томах*, т. 2, стр. 167.
- 67 См. Никитенко, *Указ. соч.*, стр. 37.
- 68 См. К. В. Пигарев, “Ф. И. Тютчев и его ...,” стр. 17.
- 69 Отчет о действиях Иностранной цензуры за 1859 года, цит. по статье М. Брискмана, “Ф. Тютчев в комитете цензуры иностранной,” *ЛН*, т. 19 - 20,

стр. 568.

- 70 См. А. Скабичевский, *Указ. соч.*, стр. 388.
- 71 См. *Отчет Тютчева*, стр. 571 - 574.
- 72 “Временная правила по цензуре,” *Полное собрание законов Российской империи*, 1862 г., т. 37, отд. 1, СПб., 1865, стр. 431 - 431.
- 73 “О некоторых переменах и дополнениях в действующих ныне цензурных постановлениях,” *Полное собрание законов ...*, 1865 г., т. 40, отд. 1, СПб., 1867, стр. 397 - 406
- 74 *Отчет Тютчева*, стр. 571.
- 75 См. Письмо к А. Ф. Аксаковой от 4 янв. 1872 г., *ЛН*, т. 97, кн. 1, стр. 374.
- 76 この点で彼はスラヴ派に同意する。 См. Н. И. Цимбаев, *И. С. Аксаков в общественной жизни пореформенной России*, М., 1978, стр. 171.
- 77 См. Письмо к А. Ф. Аксаковой от 3 апр. 1870 г., *Сочинения в двух томах*, т. 2, стр. 243.
- 78 1862年2月にペテルブルクで大火災が発生すると、直ちに検閲が強化された。 См. Лемке, *Эпоха ...*, стр. 156 - 157.
- 79 Письмо к М. Н. Каткову от 7 окт. 1863 г., *ЛН*, т. 97, кн. 1, стр. 413.
- 80 Пигаревはこの原因を、文部大臣のА. В. Гроуニンが革命運動が活発になる中で出版物に対して責任をとることを避けたためだと説明している。 См. К. В. Пигарев, *Жизнь и творчество ...*, стр. 164. また、1866年2月に『ロシアの言葉』が5ヶ月間の発行停止処分になった際、彼は「理性が行使されない場合」には「警棒」の使用もやむを得ないとして不本意ながらこの処分に同調した。 Письмо к А. И. Георгиевскому от 15 фев. 1866 г., *ЛН*, т. 97, кн. 1, стр. 399.

## Ф. И. Тютчев и цензурная реформа

— О совместимости самодержавия и свободы слова —

Он ОЯ

Цель статьи состоит в том, чтобы уяснить, как идеализирована концепция русского самодержавия в мировоззрении Ф. И. Тютчева и разъяснить взаимоотношение между его мыслью и его службой в цензуре. При подобном подходе можно по-новому взглянуть на политическую мысль Тютчева.

Тютчев широко известен как поэт. Но очень мало литературы посвящено анализу его политической мысли. Более того, среди ученых нет еще определенной характеристики цензурной политики в тютчевское время. Хотя и англоговорящие исследователи, и некоторые русско-советские исследователи оценивают это время как период либерализации цензурной политики, но еще осталось без объяснения почему именно Тютчев-приверженец самодержавия получил репутацию “либерала-цензора.”

Тютчев долго жил за границей как дипломатический чиновник и хорошо знал положение вещей в западных странах. В то время, когда он был в Мюнхене, Европа находилась в эпохе переворотов. Ему казалось, что в Европе появился новый элемент — “революция.” На глазах Тютчева, то и дело колеблются европейские порядки. Под натиском революций старый порядок разрушался.

С 1844 года до поражения России в 1856 году, он опубликовал ряд статей и стихотворений — «Россия и Германия», «Россия и революция», «Русская география», «Спиритическое предсказание», и т. д. В них он противопоставил Россию Западной Европе сотрясаемой революциями, и подошел к вопросу с той точки зрения, что Россия — единственная контр-революционная сила. По его мнению, ни конституция, ни католицизм не могут защитить Европу от революции. Только Россия может служить стеной от революции. Он полагал, что противопоставление “Россия — европейская революция” равнозначно противопоставлению защиты порядка разрушению порядка. Поэтому здесь никакое примирение невозможно.

Он полагал, что принцип революции — принцип “я.” И путем механических связей между каждым “я,” организовалось Западное общество. Поэтому революция — правомерное следствие развития Западного общества. А в России господствует принцип христианства, принцип целостности. Значит, в Восточной Европе, в том числе и России, царствует “разум,” который

отличается от западного разума. Тем не менее, в его глазах русское самодержавие — разумное существование России. В области внешней политики, он мечтал о всеславянской империи во главе с Россией. По его мнению, Русский царь, как всеславянский император, должен возвратить себе Константинополь, и освободить славянские племена от иноверцев.

После поражения в Крымской войне, он заметил разницу между идеализированной им Россией и действительной Россией. Но все-таки его отношение к самодержавию не изменилось.

Поражение России заставило правительство пойти на реформы. В области печати правительство пыталось регламентировать цензурную систему и повысить эффективность административной системы. Но в то же время в стране сохранялась возможность распространения революционной мысли. Именно поэтому проекты создания заграничного органа против влияния А. И. Герцена были осуждены и отвергнуты правящим слоем.

В 1858 году Тютчев вступил на пост председателя комитета иностранной цензуры. Высшие сановники считали, что содержание письма которое Тютчев послал министру иностранных дел Горчакову совпадает с тогдашней политикой правительства.

На самом деле Тютчев подходил к этому вопросу по-другому.

Тютчев всегда критиковал цензуру за то, что она угнетает ум и почин общества. Поражение в Крымской войне кажется ему понятным, закономерным результатом отсутствия общественного мнения.

В то же время он пытался создать заграничный орган, который не подчинялся бы обычной цензурной системе. Так как, он был уверен, путем свободного обсуждения можно опровергнуть революционную теорию и открыть русский “разум.” И в 1857 году, и в 1861 году он предлагал правительству создать безцензурную прессу. Но эти предложения не были поддержаны.

Несмотря на то, что попытка Тютчева создать свободную прессу потерпела неудачу, он достиг некоторого успеха в области регламентации цензурной системы и облегчения цензурного гнета.

Как председатель комитета иностранной цензуры, как член Совета Главного управления по печати, он стремился создать цензурную норму (стандарт запрета) и легализовать книги, которые не нарушают эту норму. В том “стандарте запрета,” положения которого он перечислял в докладах 1857 года, мы видим предвестие Временных правил о печати 1862 года, а так-же нового закона 1865 года.

Здесь возникает вопрос: как понимать его одновременную поддержку

самодержавия и его внешне либеральную цензурную политику ?

Как отмечалось выше, Тютчев полагает, что Россия отличается от Запада тем, что в ней господствует своеобразный “разум,” т. е. принцип “христианство.” Именно этот принцип “христианство” и объясняет его поддержку самодержавия и его одновременное критическое отношение к цензуре.

По его мнению, Россия — не дикая страна, до которой не дойдет свет разума, а другой мир, над которым царствует другой разум, отличный от европейского. Он поддерживал самодержавие потому, что считал — оно является естественным следствием русского “разума.”

Одновременно, по видимому, он полагает что русский “разум” можно открыть только путем свободного обсуждения. Так как, хотя русский “разум” отличается от европейского, все-таки русский “разум” является одним из видов разумов. Поэтому даже в России, свободное обсуждение можно применить как общий метод в поисках истины.

Таким образом, с одной стороны Тютчев поддерживал самодержавие, полагая его существование в России разумным, а с другой — выступал против цензуры, потому что был уверен — что русский “разум” можно открыть путем свободного обсуждения. Так его тезис “Россия — своеобразный мир” соединяет поддержку самодержавия с его цензурной политикой.

В ходе Великой реформы ему удалось провести только ту часть своей политики, которая совпадает с целью самодержавной власти. Деятельность Тютчева помогла самодержавной власти идти по пути модернизации несмотря на то, что в основе его мысли лежала строгая критика европейского общества, общества, к которому стремилась тогдашняя Россия. Причем, надо отметить, он полагал, что свобода слова сыграет главную роль в том обществе, которое соединит людей по принципу, отличающемуся от принципа европейского общества.

Но, на самом деле, русское самодержавие не было таким духовным обществом, о котором мечтал Тютчев. Оно просто стремилось двигаться к более эффективной системе для того, чтобы усилить мощь страны. Поэтому мысль Тютчева не нашла практическую почву в русском обществе.

В результате ряда событий 1862-1863 годов, т. е. в 1862 году большого пожара в Санкт-Петербурге, а также возникшего в 1863 году вопроса о вмешательстве европейских держав в польский вопрос, правительственная политика в области печати снова стала строгой. Под напряженной ситуацией достигнутое тютчевым зыбкое равновесие о порядке и свободе слова было

нарушено. Более того, после перевода цензуры в Министерство внутренних дел в 1863 году, влияние Тютчева на цензурную политику уменьшилось.

В заключение считаю долгом принести свою искреннюю благодарность Фонду Судзукава, благодаря которому оказалось возможным проведение исследования в Центре славяноведения при университете Хоккайдо летом 1992 года, и в особенности руководителю-профессору Н. И. Цимбаеву, который всегда оказывал мне самое теплое внимание во время моей стажировки в Московском государственном университете в 1992-1993 годах.